

令和5年度県政モニターアンケート調査

テーマ:労働委員会について

労働委員会事務局調整課

1 調査の目的

福岡県労働委員会は、労働組合と使用者（雇用主）間の紛争を円満に解決するため、労働組合法に基づき設置された行政機関です。具体的には、労働組合、使用者のそれぞれの主張を聴取して、歩み寄りを促す「あっせん」、労働者の団結権が使用者が侵害する行為（不当労働行為）があった場合に、これを排除し、公正な労使関係を形成する「不当労働行為の救済」等を行っています。

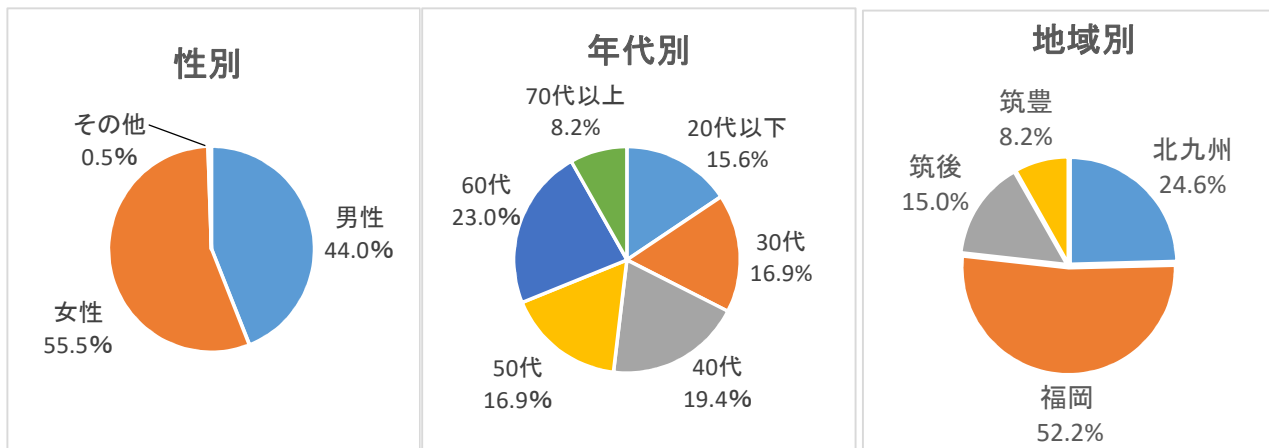
今回の調査は、労働委員会が県民の皆さんに広く知られ、必要となったときに利用しやすい機関となるよう、皆さんの御意見をお聴かせいただき、効果的な広報活動、利用しやすい手続きの検討を図るための参考とさせていただきます。実施するものです。

2 調査期間

令和5年10月17日(火)から11月9日(木)まで

3 回答者の構成

回答者数:366名

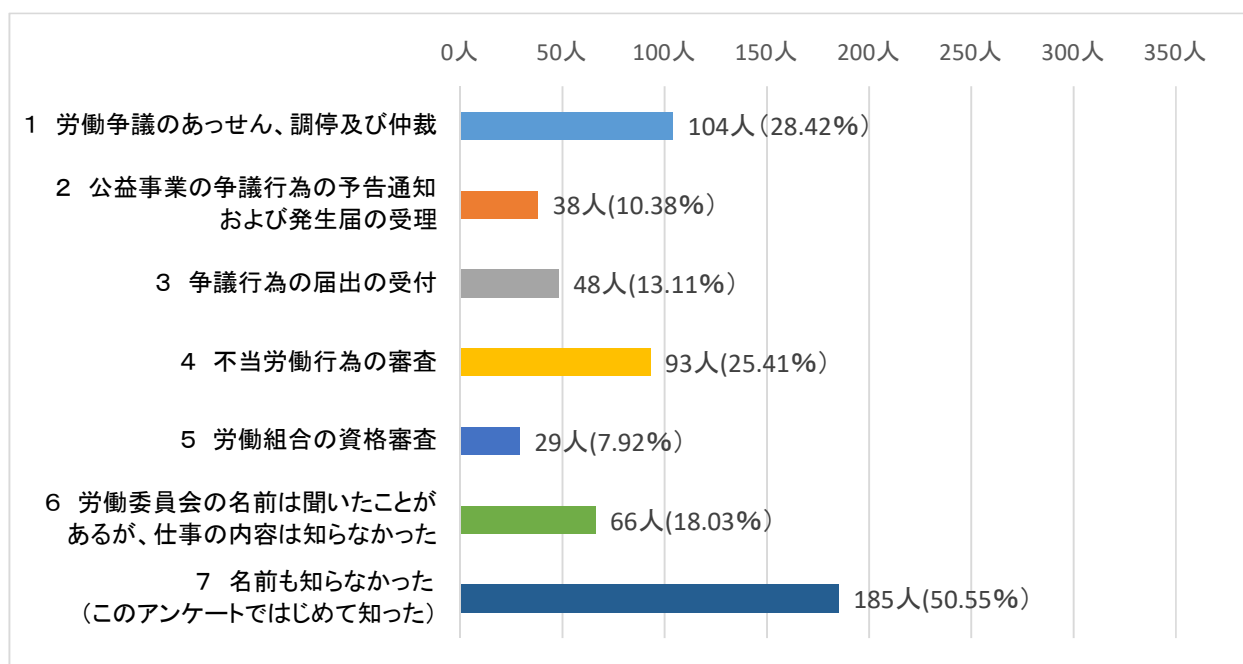


4 回答結果

【問1】労働委員会が次の業務を行っていることを知っていますか。次の中から知っているものを【すべて】選んでください。

(回答者数366名複数回答)

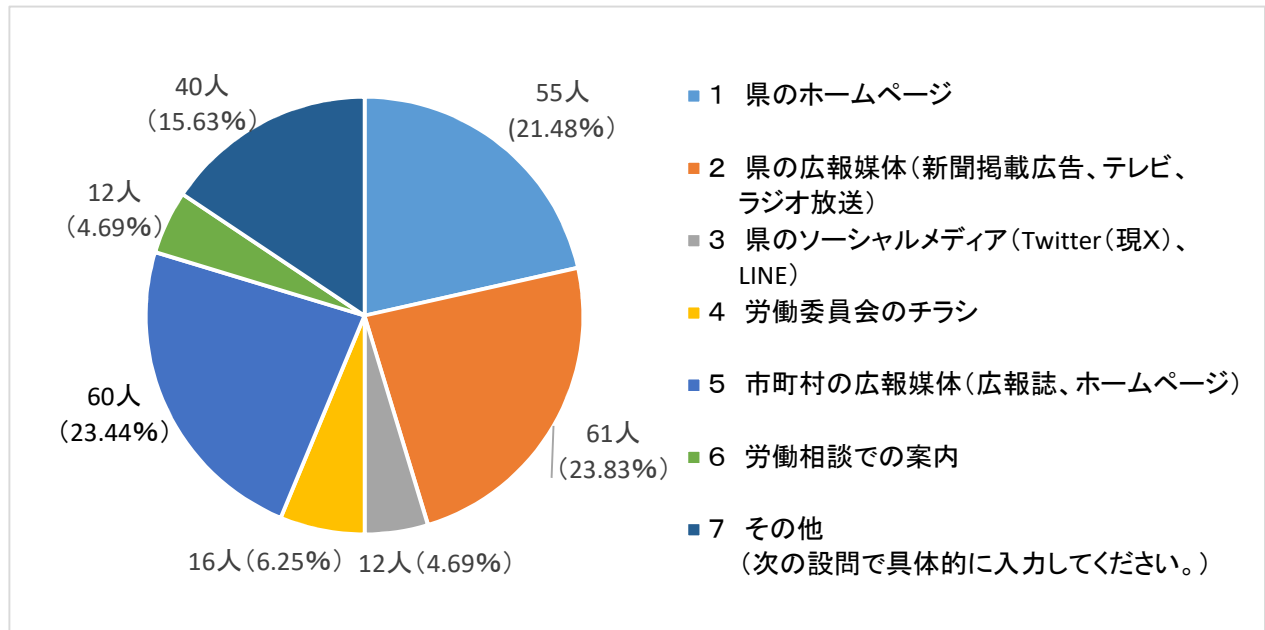
1 労働争議のあっせん、調停及び仲裁	104人	28.42%
2 公益事業の争議行為の予告通知および発生届の受理	38人	10.38%
3 争議行為の届出の受付	48人	13.11%
4 不当労働行為の審査	93人	25.41%
5 労働組合の資格審査	29人	7.92%
6 労働委員会の名前は聞いたことがあるが、仕事の内容は知らなかった。	66人	18.03%
7 名前も知らなかった(このアンケートではじめて知った)	185人	50.55%



【問1-2】(問1で、1～6を選択した方にお聞きします。)どのようにして労働委員会の名前、仕事をお知りになりましたか。当てはまるものを【すべて】選んでください。

(回答者数181名複数回答、回答数256)

1 県のホームページ	55人	21.48%
2 県の広報媒体(新聞掲載広告、テレビ、ラジオ放送)	61人	23.83%
3 県のソーシャルメディア(Twitter(現X)、LINE)	12人	4.69%
4 労働委員会のチラシ	16人	6.25%
5 市町村の広報媒体(広報誌、ホームページ)	60人	23.44%
6 労働相談での案内	12人	4.69%
7 その他(次の設問で具体的に入力してください。)	40人	15.63%



【問1-2-2】問1-2で「7」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

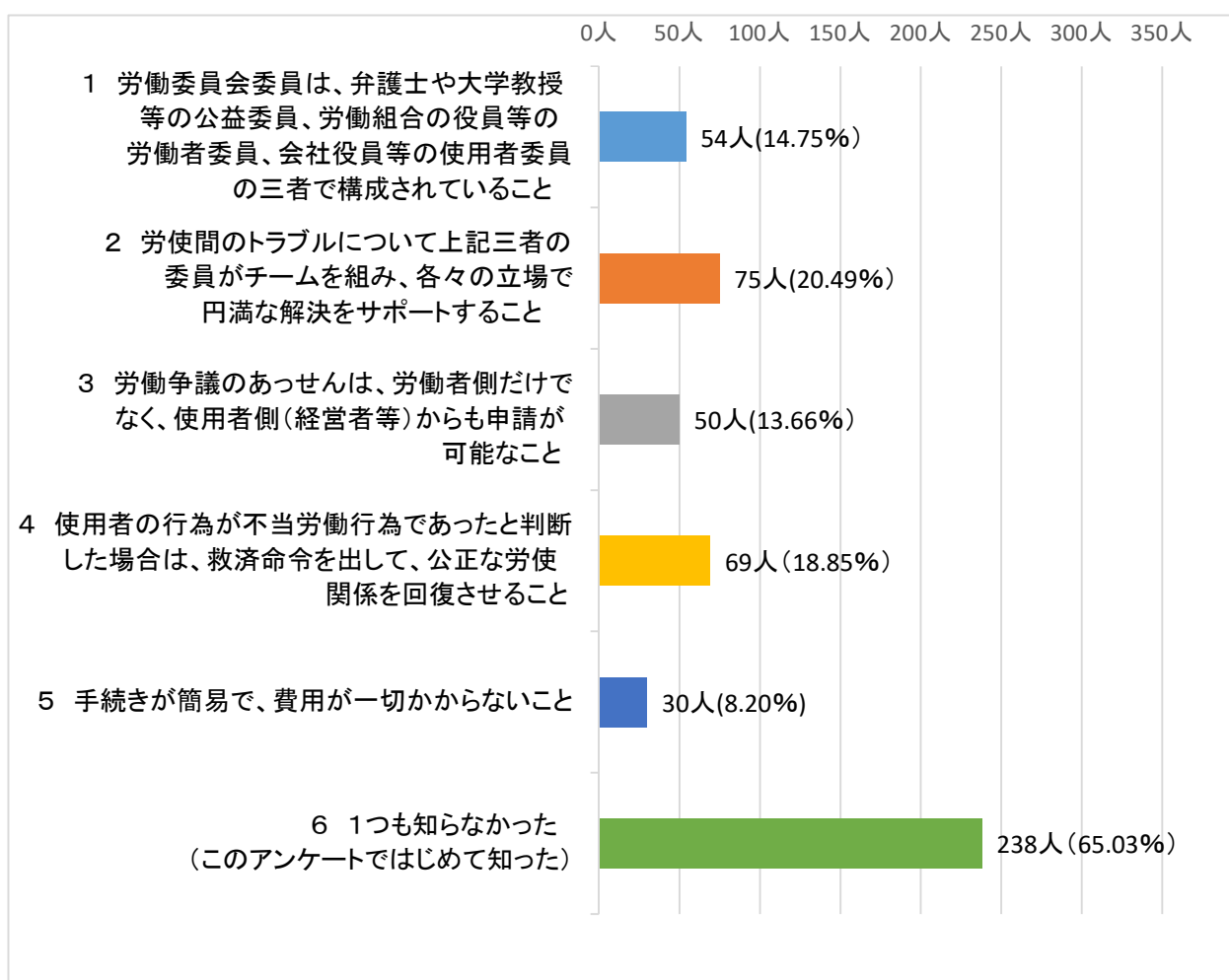
一部抜粋(回答数39)

- ・組合活動を通じて
- ・人事労務関係の仕事を通じて
- ・学校の授業、独学で労働問題を勉強して
- ・インターネット、新聞、ニュースなどのテレビから
- ・家族や知人から教えられた

【問2】労働委員会の業務には以下の特色がありますが、次の中からあなたが知っているものを【すべて】選んでください。

(回答者数366名複数回答)

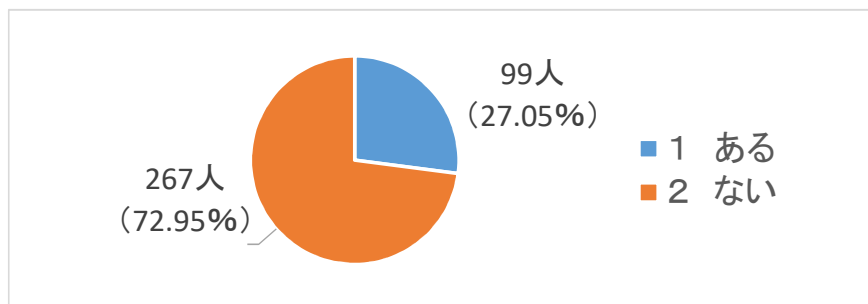
1 労働委員会委員は、弁護士や大学教授等の公益委員、労働組合の役員等の労働者委員、会社役員等の使用者委員の三者で構成されていること	54人	14.75%
2 労使間のトラブルについて上記三者の委員がチームを組み、各々の立場で円満な解決をサポートすること	75人	20.49%
3 労働争議のあっせんは、労働者側だけでなく、使用者側(経営者等)からも申請が可能なこと	50人	13.66%
4 使用者の行為が不当労働行為であったと判断した場合は、救済命令を出して、公正な労使関係を回復させること	69人	18.85%
5 手続きが簡易で、費用が一切かからないこと	30人	8.20%
6 一つも知らなかった(このアンケートではじめて知った)	238人	65.03%



【問3】これまでに、あなたや御家族、知人等において、労使間のトラブルが発生したことがありますか。どちらか【1つを】選んでください。

(回答者数366名)

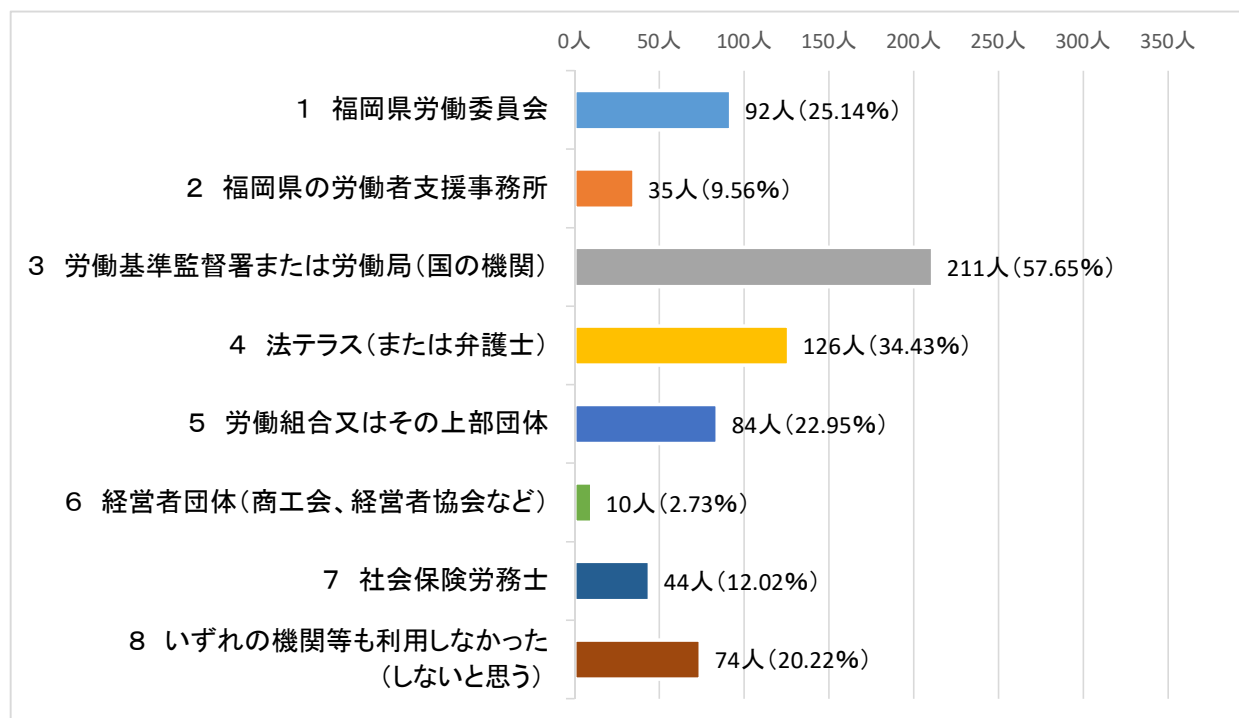
1 ある	99人	27.05%
2 ない	267人	72.95%



【問4】労使間のトラブルが発生した場合、以下の相談機関等がありますが、どこに相談しましたか。また、しようと思いますか。考えるもの【全てを】選んでください。

(回答者数366名複数回答)

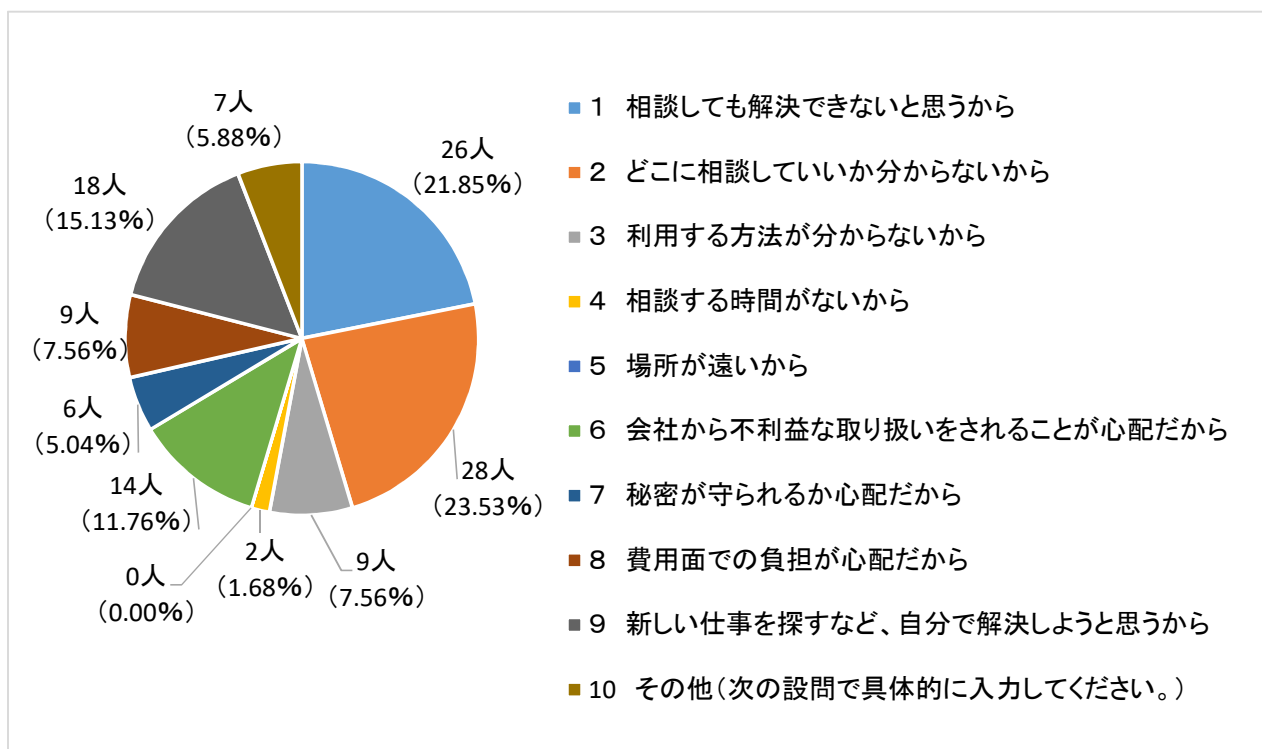
1 福岡県労働委員会	92人	25.14%
2 福岡県の労働者支援事務所	35人	9.56%
3 労働基準監督署または労働局(国の機関)	211人	57.65%
4 法テラス(または弁護士)	126人	34.43%
5 労働組合又はその上部団体	84人	22.95%
6 経営者団体(商工会、経営者協会など)	10人	2.73%
7 社会保険労務士	44人	12.02%
8 いずれの機関等も利用しなかった(しないと思う)	74人	20.22%



【問4-2】(問4で、「8」を選択された方にお尋ねします。)利用しなかった(しないと思う)理由は何ですか。当てはまるものを【2つまで】選んでください。

(回答者数74名複数回答、回答数119)

1 相談しても解決できないと思うから	26人	21.85%
2 どこに相談していいか分からないから	28人	23.53%
3 利用する方法が分からないから	9人	7.56%
4 相談する時間がないから	2人	1.68%
5 場所が遠いから	0人	0.00%
6 会社から不利益な取り扱いをされることが心配だから	14人	11.76%
7 秘密が守られるか心配だから	6人	5.04%
8 費用面での負担が心配だから	9人	7.56%
9 新しい仕事を探すなど、自分で解決しようと思うから	18人	15.13%
10 その他(次の設問で具体的に入力してください。)	7人	5.88%



【問4-2-2】問4-2で「10」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

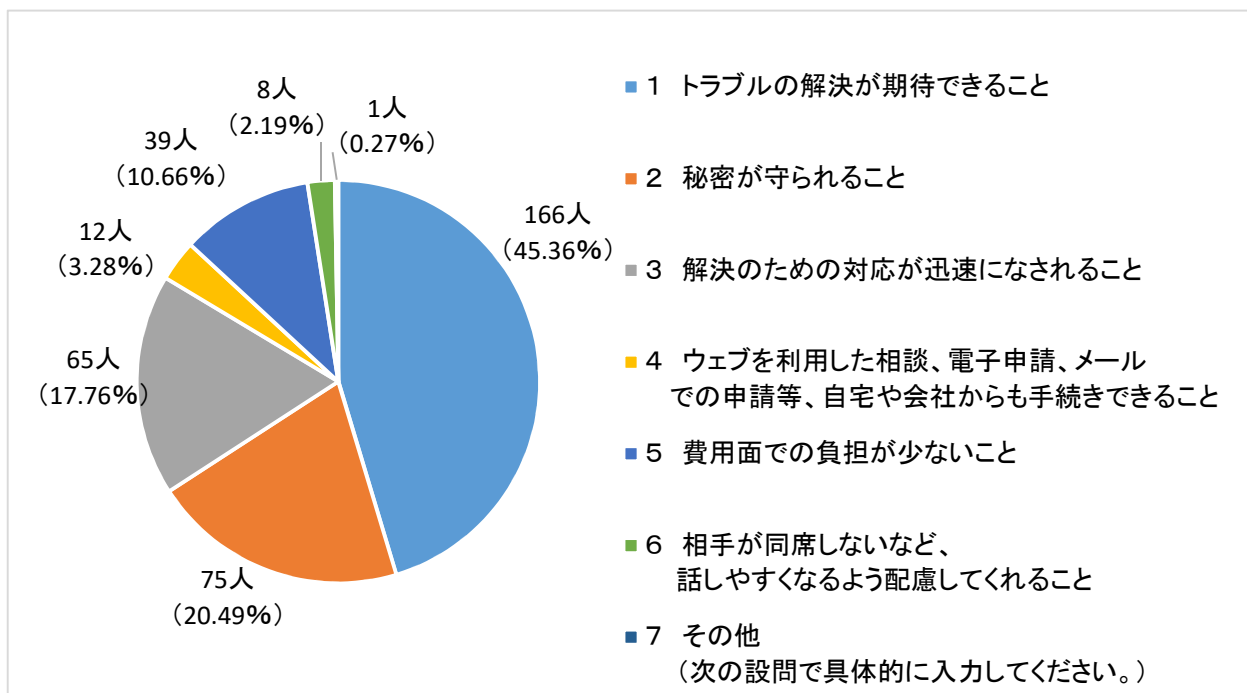
一部抜粋(回答数7)

- ・仲間内で相談していた
- ・社内に相談窓口があり、そちらで解決してもらったから
- ・以前行政機関に相談したとき、他人事のように対応されたことがあり、しっかりと対応してくれないと思うから
- ・トラブルの経験がないため、分からない

【問5】労使間のトラブルを解決するために相談機関等を利用する場合、最も重視することを【1つだけ】選んでください。

(回答者数366名)

1	トラブルの解決が期待できること	166人	45.36%
2	秘密が守られること	75人	20.49%
3	解決のための対応が迅速になされること	65人	17.76%
4	ウェブを利用した相談、電子申請、メールでの申請等、自宅や会社からも手続きできること	12人	3.28%
5	費用面での負担が少ないこと	39人	10.66%
6	相手が同席しないなど、話しやすくなるよう配慮してくれること	8人	2.19%
7	その他(次の設問で具体的に入力してください。)	1人	0.27%



【問5-2】問5で「7」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

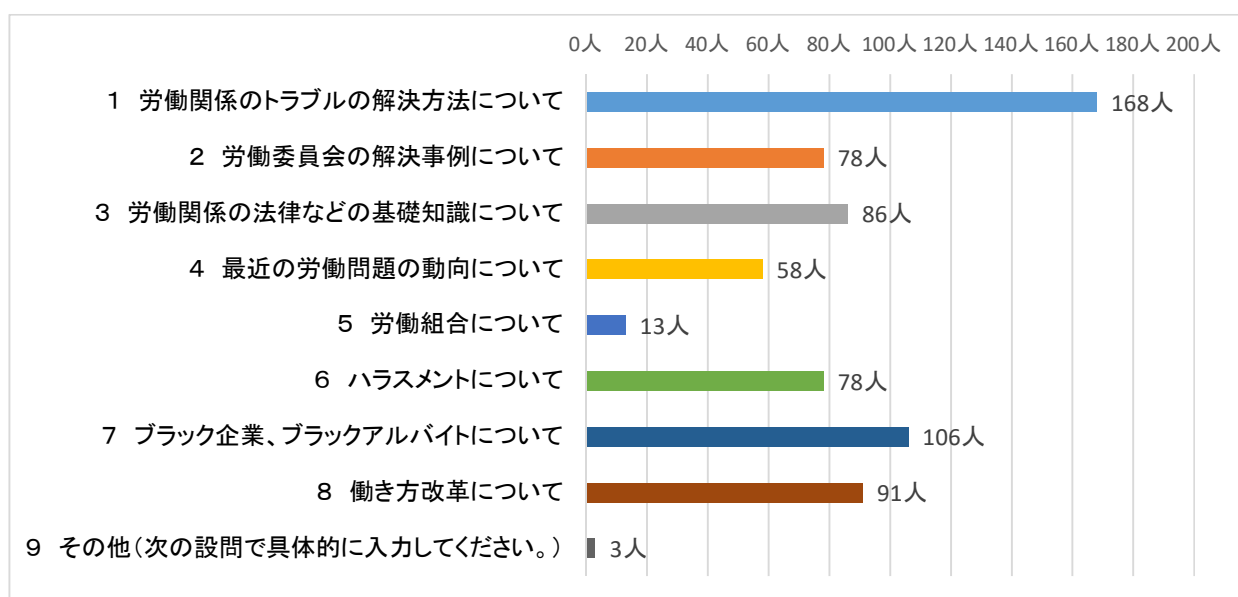
(回答者数1名)

・自分のこととして、親身になって土日早朝夜間関係なく親身に対応してくれること。

【問6】労働関係について、興味があるテーマを【2つまで】選んでください。(2個まで選択可能)

(回答者数366名複数回答)

1 労働関係のトラブルの解決方法について	168人
2 労働委員会の解決事例について	78人
3 労働関係の法律などの基礎知識について	86人
4 最近の労働問題の動向について	58人
5 労働組合について	13人
6 ハラスメントについて	78人
7 ブラック企業、ブラックアルバイトについて	106人
8 働き方改革について	91人
9 その他(次の設問で具体的に入力してください。)	3人



【問6-2】問6で「9」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

一部抜粋(回答数3)

<ul style="list-style-type: none"> ・過労死問題への取り組みと現状について。 ・サービス残業の実態と解決方法について

【問7】労働委員会の業務全般について、これまでの設問以外に何か意見がありましたら記載してください。

一部抜粋(回答数97)

- ・今回のアンケートを機に社会人としてある程度詳しく知っておくべき内容だと改めて考えさせられた。学生のうちから労働委員会について知る機会があると就職してから役に立つのではないかと思った。
- ・こういう身近な相談を無料でできるなら、ぜひ利用したい。その際は丁寧に対応してもらいたい。
- ・どうすればもっと活用しやすいのか意見を聞いてもいいと思う。
- ・労働者側は、自分が働いている場所でトラブルが起きると、辞めれば終わりという泣き寝入りになりかねないので、第三者の機関があるととても助かると思う。労働者と使用者、双方のために必要な機関だと思う。労働基準監督署などでは大事になり過ぎるように感じるので、双方が歩み寄れる形で解決に導いていただける県の機関があることは心強いと思う。
- ・以前は、トラブルがあっても労働組合が関与してそれなりに解決していたと思う。しかし現代では問題も広範囲かつ多様化しており、このような機関がある事は広く認知され活用されるべきだと思う。
- ・大企業など、相談窓口の周知等ある会社はよいが、小さい事業所等では解決しにくい案件があると思う。是非活用していただきたい。
- ・このような委員会があるのを知らなかった。県民だより、ホームページ、SNS、パンフレット等あらゆる広報媒体を使い、身近に相談できる情報発信が必要だと思う。特にテレビで紹介して欲しい。
- ・労働委員会の人たちが困っている人を助けるための存在価値を見出せているのか、毎月問題解決件数を公表し、解決事例をもっとPRした方がよいと思う。
- ・労働基準監督署との違いがよく分からない。役割の違いを周知するべきだと思う。
- ・労使間のトラブルが発生した時に何処に相談に行けば良いか。ハッキリ手順を示してほしいと思う。
- ・調整や審査の手続きが複雑で、時間もかかるかと思うので、これらを簡素化や迅速化し、アルバイトやパートといった立場が弱い労働者が相談しやすい機関にしてもらいたい。
- ・守秘義務はどこまであるのか。小さい会社から個人が相談した場合、特定されたりしないか不安がある。
- ・一般的に労働者は弱い立場であることが多いと思うが、公正中立の立場で紛争解決を進めて欲しい。
- ・こういう分野も、AIで対応出来るように、ネット処理に費用をかけて欲しい。9割以上は、AI判断させて、残りを人が判断する等。
- ・労働争議のあつせんは、力が弱く、相手が応じない又は拒否する、争議を認めないことが多くて、意味がない。
- ・かつて相談を受けた折には労働基準監督署を勧めたけれど、ここ何年か効果的な活動を聞いたことがない。県に窓口があるのは労働者の後押しになると思う。複雑化しているので、相談の敷居は低くあるべき。
- ・最近、労働者側の組織が、弱体化しているので、第三者の適切な方で迅速に解決してほしい。
- ・労使においてトラブルはつきもの。考え方を同じにすることはできないが、歩み寄ることはできると思う。
- ・相談できるところが複雑なので、国、県、市などの機関をまとめて一つにした方が経費削減にもなり効率もよくなり利用しやすいと思う。またデジタル化も進んでいるので、ネット等を活用し気軽に相談できる体制に力を入れて欲しい。
- ・何が会社として違反にあたるかわからないので相談しづらい。
- ・中々相談するには勇気がいるので泣き寝入りすることが多い。相談しやすい工夫はないだろうかと思う。
- ・弁護士に依頼したほうがよいと思う。
- ・以前、会社とのトラブルを労働基準監督署に電話で相談したことがあったが、福岡県労働委員会の案内などは一切なかった。
- ・公務員の労働トラブルも対応してもらいたい。門前払いではなく、適当な機関につなぐ等だけでもしてもらえたらと思う。
- ・土日や夜間等に相談できる機会がほしい。
- ・業務が多過ぎて回って無いなどのことが無い様に、人員配置、予算は付けて欲しい。
- ・労働問題は、極めて大切な分野だと感じている。働き方改革や生産性の向上など、今後の方向を意識しながら、活動を進めていかないと、日本の発展につながらない。そこに使用者と労働者、双方の立場で参加できるように、行政や労働委員会の方が取り組んで頂きたいと思う。
- ・労働問題は、結局相談しても、解決してくれない機関が多く期待できないように思う。相談せず辞めていく人も多いと思う。

- ・特に中小企業の労働環境は改善されていない。中小企業あつての日本、また大企業であるため積極的な対策をお願いしたい。
- ・求人内容と労働内容が全く違う企業についての処罰的な対応をしてほしい。会社に入ってみると仕事内容が全く違うなどザラにあるので困る。(求人内容や面接ではその案内がないことが多い。)
- ・ブラック企業、パワハラ、サービス残業、たくさん存在していると思う。従業員が共通して持つトラブルの解決を推進して欲しい。
- ・ハラスメントとのことで匿名告発など見られるが、真実を調査するのは難しい。結局はコミュニケーション不足で意識のずれ違いが原因のケースが多いように感じる。
- ・最近の働く人が短期で辞めていくということは、労働環境を変えようとか使用者に訴えることをしていない、できていないということだと思う。もっと相談しやすい窓口をしていただきたい。
- ・経営に携わっているが、労働者は過剰に守られていて、経営側は無防備。一部大手企業やブラック企業の基準を全てに押し付けられるのは困る。
- ・働きやすい会社に勤められるという安心感があれば、プライベートではもっとチャレンジングなことができるように思う。また、相談後も会社と円満な関係が継続していくようフォローしてもらう必要がある。
- ・労働に関して気軽に匿名で質問回答ができる仕組みがあると利用してみたい。
- ・以前は労働組合の活動が活発だったが、最近は労働状況が落ち着いているのか活動が縮小しているようだ。
- ・最近はフリーランスと呼ばれる職業が増え、それゆえの労働者が泣き寝入りをする事案が増えていると聞く。若い人が労働者としての権利をきちんと実行できるように支援していく体制が必要だと思う。
- ・働き方改革はおおいに取り組み、教職員の負担を減らすべき。県の組織なら、足元の課題からなんとかしてほしい。
- ・派遣労働は、企業が安い賃金で労働力を獲得する手段として使われている。正社員と同じような労働環境と賃金でないと、多くの労働者の生活は改善できない。
- ・労働問題に関しては、違法労働条件の会社に勤めていても「これが当たり前だ」といった錯覚に陥りがちだと思う。「その働き方は、違法労働させられてるんですよ」、といった事例を多く周知していくべき。
- ・雇用主が昨今の状況を知り、労働環境が適正であるか分かるような指導を受ける機会を与えて欲しい。最低賃金が上がるタイミング時や定期的に事業主あてに文書等で知らせ、労働者が働きやすい環境をつくって欲しい。
- ・労働関係のトラブルは、どうしても使用者側が強く、労働者は生活があるため泣き寝入りするしかない。もし第三者等に相談して解決したとしても、トラブルがあった事実は消えず、その会社に籍を置く限り使用者やトラブルの相手との良好な関係を築くことは難しいのではないかと。トラブルが発生し相談を受けた際は使用者への厳しい罰則(実名公表での報道等)が無いと、繰り返される可能性の方が高い。
- ・福岡県は最低賃金もまだまだ低いと思われる。シニアの再雇用などはとても厳しい。
- ・労働問題を抱えて社員が声を上げることができない会社は多々あると思うので、抜き打ちでの訪問や社員へのヒアリングを行うべき。
- ・労働委員会については、まだまだ一般市民との距離を感じている。身近に相談できる情報発信が必要だと思う。
- ・何かあったときに辞める、が最善の解決だと思う。
- ・労働委員会はよく知らないが、労働者が困ったら助ける機関が必要だ。
- ・仕事をしているときに相談したかった。
- ・年配者でも理解ができるような、説明や啓蒙をして頂きたい。
- ・一般的に労働者の声が届くのか?という懸念がある。
- ・労働環境の改善手段になる可能性を強く感じる。世間にその存在をより広く認知してもらい、有意義な労使関係を構築する手助けをしてほしい。